規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。 :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項 :当面、規制改革会議各ワーキング・グループで取り上げるか否か、明らかでないため、事務局が内容精査を進める事項

管理番号	受付日	所管省庁への	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項			所管	所管省庁の検討結果				規制改革会議に
		検討要請日					管庁	制度の現状	該当法令等	措置の 概要	措置の概要(対応策)	おける再検討項目
260530001	25年 9月30日	25年 11月1日		酒類に使用を 認める添加物 の認可の促 進	先進工業諸国で一般的に認可されている食品添加物()を進やかに認可すべきである。 (秘酸網(加工剤)、フェロシアン化カリウム(加工剤)、アルギン酸カルシウム(加工剤)、アルギン取カリウム(加工剤)、オイン塩カリウム(加工剤)、生物薄酢塩カリウム(添加剤)、二大酸ジメチル(加工剤)、生物薄酢塩カリウム(添加剤)、二石酸(酸化剤)は、未指定と理解) 「提案理由」 酒類に使用することを日本の当局が認めている添加物のリストは時代遅れであり、他の先進工業諸国のリストとは大き(異なっている。さらに、添加物の安全認証を受ける手続きはきわめて高コストで時間もかかる。さらに、指定に向けたプロセスが行われていたとしても、現在どの段階にあるのか国民から見たら全(不明である。	民間団体	内閣府所等	食品添加物は、食品衛生法に基づき、原生労働大臣が指定したもの の分使用が認められています。また、規格基準が設定されている食品 添加物は、その規格基準に適合する必要があります。 加えて、食品効物の指定や規格基準の改正に当たっては、食品安 全基本法に基づき、食品安全委員会による食品健康影響評価を行う必 要があります。 なお、提案理由に挙げられた添加物について、名称のみをもって判 断することは困難ですが、少なくもテルギン酸カルシウム、アルチ カリウム、酒石酸に、酒石酸及びDL・酒石酸に限る。)については、酒 類に対する使用が認められています。	条 食品安全基本法	現行制度 下で対応 可能		
260530124	25年 11月18日	26年 1月10日		緊急車両の 優先的給付	提案の具体的内容 インフラ復興・破災者支援等の緊急車両への優先的な給油を図る施策を実施すべきである。 提案理由 大震災時における緊急車両の通行に関しては、災害対策基本法に定められている。しかしながら、給油が受けられず、実際には運行できない可能性があるため。	(公社) 関西経 済連合 会	内閣察 醫 解 際 務 済 済 者 業 者 業 者 者 者 者 者 者 者 者 者 者 者 者 者 者	経済産業省は東日本大震災での教訓を踏まえ、災害時に営業に支降 の無い範囲で緊急車両に対して優先協議を行う災害対応型中核協議 所(中核S)を、自家部組織権等の導入の相助事業を近して、全国的 1、785万所で監察を進めていることうです。また中核SSは石油の傷蓄 の確保等に関する法律における届出の対象になっています。		現行制度 下で対応 可能		E
260711015	26年 5月16日	26年 6月24日	26年 7月11日	災害発生時、 返事発制区 域内への侵 人 て	(2)提案理由	一般社 団法人 日本フラ ンチャイ ズチェー	内閣原行金総務省	都道所資知事又は都道所県公安委員会は、災害の急対策に従事する者又は災害の急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の専両にあっては、専両の使用者の申出により、当該庫両が緊急曲行車両であるとを確認した場合は、災害対策基本法施行規則(銀和37年総理所であることを確認した場合は、災害対策基本法施行規則(銀和37年総理展を展示し証明書を保入付けている緊急通行車両は、災害対策基本法(級和36年法律第223号)第76条第1項の規定に基づき、都道府県公安委員会が交通規制を行っている道路の区間を通行することができます。また、東日本農災に任う対応等を踏まえ、平成24年3月に「大規模災害に伴う交通規制実施要領、を作成し、緊急通行車両の事前届出制度等についても定めています。	政令第288号)第33条第1項、災害	対応可能:対応	緊急通行車両として緊急交通路の通行が認められる車両には、指定公共機関を 公共機関等以下、指定公共機関等。という、)が保育する車両のはか、指定公共機関等との契 的等に基づき、選告性的に民間事業的使用する車両も含まれており、生活物資の始給等緊 動態法に従事する車両については、指定公共機関等との契約では、通常が重向では 認められることとなっています。したがって、都道即県公安委員会(書祭)において、指定公共機 関帝との契約をの内容をは明する重頻等を確認の上、緊急通行車両確認様空(以下、指定公共機 いう。)を交付しています。 、災害時の交通規制では、標準の交付枚数(緊急通行車両の確認を行った車両の台数)を 把握して、緊急交通路の交通管量等を踏まえた規制の見重しに反映することとしており、東日本大震災においては、交付枚数を把握することにより交通規制を実施すると関める中間の他の大手の交通視制の見当を行った全での車両が使用されるとは 仮と構要を事前交付した場合、災害発生後、事前届出を行った全での車両が使用されるとは 係とはにある緊急通行車両の運転を対象が関係できないとい、緊急交通部の交通容量等を発 まえた通切な交通規制が行えず、人の数別の災害の急対策に支速が生じることとなるため、標 を事前に対することはできません。 指定公共機関等との契約等に多く、要害を生時に民間事業者が使用する車両について は、緊急逃行車両の事前監制との対象となりますので、事前届出を行っていただければ、災害発生時により迅速に標準を交付することはできません。 署発生時により迅速に標準を交付することができます。	
260919001	26年 5月16日	26年 7月3日	26年 9月19日	子どもを約った。 子ともを持った。 子ともをがらませい。 では、では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	いが現水である。 法令及びその連用上、日本人は国内において外国人材を活用したペピーシッターや家事代行サービス、介護サービス等を受け入れることができないが、一部の企業の外国人駐在員 在留資格 投資 経 第1または「法律・会計、をうって毎日する事業所の長又はこれに準ずら地位にある計・砂駐日大使節 職員等(外交)、「公用、の在留貨格をもって在留する者又はこれに準ずら地位の者 日米地位協定	日本フラ ンチャイ ズチェー	経済産	「外交」、公用。「投資・経営」、「法律・会計業務、又は「特定活動(高度外 国人材)。の在留資格をもって本邦に在留する一定の者の個人的使用 人として雇用され、所定の条件を満たした者については、家事使用人と して「特定活動」。の在留資格をもって本邦に在留することができます。	出、国家に発生の一般である。 は、現実の主ない。 は、現実の主ない。 は、現実の主ない。 は、現実の主ない。 は、現実の主ない。 は、現実の主ない。 は、現実の主ない。 は、現実の主ない。 は、現実の主ない。 は、現実の主ない。 は、現実の主ない。 は、現まのでは、は、までは、までは、までは、までは、までは、までは、までは、では、までは、では、までは、ま	検討に着手	女性の活躍推進や家事支援ニーズへの対応、中長期的な経済成長の観点から、国家戦略特 反において旅行的に、地方自体はよる一定の管理体制の下、日本人の家事支援を目的とする場合も含め、家事支援サービスを提供する企業に雇用される外国、家事支援人材の入国・日留が可能となるよう、検討を進め、速やかに所要の措置を講じます。	E

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。 :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項 :当面、規制改革会議各ワーキング・グループで取り上げるか否か、明らかでないため、事務局が内容精査を進める事項

管理番号	#.O	#40			AT COUNTY OF	提案の具体的内容等	提案主体	所管	所管省庁の検討結果				規制改革 会議に
	雷亏	受付日			提案事項			所管 官庁	制度の現状	該当法令等	措置の 概要	措置の概要(対応策)	おける再検討項目
2609	19002	26年 5月9日	26年 7月3日	26年 9月19日	の対口技具の	会社設立に必須の登紀所への設立登紀等、税務署への法人設立届出書等、年金事務所への健康保 険、原生年金保険等、公共職業安定所への雇用保険等、労働基準監督署への労働保険関係成立届 等の申請忽口を一本化すること。	日本李譜 日工所	内法财厚缴	148、19億円が規定が下、期間 法人製立価益量に「新設法人に該当する」自の記載がある場合は 提出が悪。 環象所得权、給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書(所得税 法230%、同施行規則の余)、事業開始のための要件には当たらない ため、法人就立と同時の届出を要するものではありません。例れば、法 人製立届出海の提出制限は設立の日以後とかり決ぐなっておす。す。 東生年金保険及び健康保険の前提過用届について、会社を設立し 原生年金保険及び健康保険の前提過用局について、会社を設立し 原生年金保険及び健康保険の前提過用局について、会社を設立し 原生年金保険及び健康保険の前提過年間について、会社を設立し 原生年金保険及び健康保険の前提過年について、会社を設立し 原生年金保険及び健康保険の前提過年について、会社を設立し 原生年金保険及び健康保険の前提過年の前について、会社を設立し 原生年金保険及び健康保険の前提過年の一部である。 を担任することとされています。 雇用保険適用の対象があるます。 は、日本のは、日本のでは、日本の登日から10日以内に公共 環接支援所に関づける必要があります。 また、雇用保険を保険管金限和保備については、労働者を雇用した日 の属する月の登月10日までは公権職業を定所に届け出め必要があります。 労働者を雇用した日の属する日の登月10日までは公権職等定定所に届け出必要があります。 労働者を履用の関手の目までは公権職等定定所に届け出必要があります。 労働者を履用の関手の目までは公権職等定定所に届け出必要があります。 労働者を関係の関係のは毎について、労働保険の保険関係が成立した事	· 商和 5 条 法 1 条 列 8 条 列 8 年 8 年 8 年 8 年 8 年 8 年 8 年 8 年 8 年 8	検討に着手	- 国家戦略特区において、外国人を含めた起業・阿藤を促進するため、区域会議等が、登記、移 務、年金等に係る必要な各種申請のための窓口を集約した「ウンストップセンター」を選やかに 設立し、関連する相談業務や、外国人が日本で生活する際に必要な各種手続きの支援を総合 ・また、上記名種申請において、申請者自らが申請を行うことが可能である旨を周知するととも に、その際の申請方法をマニュアルや広報資料を通じてPRするなど、所要の措置を送やかに該 じます。	